

# 吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める書面)

2022年3月1日

豊和工業株式会社

2022年3月1日

## 吸収合併に関する事後開示書面

愛知県清須市須ヶ口1900番地1  
豊和工業株式会社  
代表取締役 塚本 高広

当社は、2021年12月16日付で株式会社セキュリコ（以下「セキュリコ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、セキュリコを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は以下のとおりです。

### 1. 吸収合併が効力を生じた日

2022年3月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

#### (1) 差止請求

該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求

該当事項はありません。

#### (3) 新株予約権買取請求

該当事項はありません。

#### (4) 債権者の異議

会社法第789条の規定に基づく公告を行いました。本合併に異議を述べた債権者はいませんでした。

### 3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

#### (1) 差止請求

該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求

該当事項はありません。

#### (3) 債権者の異議

会社法第799条の規定に基づく公告を行いました。本吸収合併に異議を述べた債権者はいませんでした。

### 4. 承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2022年3月1日をもって、セキュリコからその資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面  
別紙1のとおりです。
6. 変更登記日  
2022年3月1日（予定）
7. その他吸収合併に関する重要な事項  
該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める書面)

2022年1月19日

株式会社セキュリコ

2022年1月19日

## 吸収合併に関する事前開示書面

埼玉県蓮田市大字閨戸4075番地2  
株式会社セキュリコ  
代表取締役社長 川本 靖

当社は、2021年12月16日付で豊和工業株式会社（以下「豊和工業」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年3月1日を効力発生日として、豊和工業を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしました。

本合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸収合併契約の内容

本合併の契約内容は、別紙1のとおりです。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

### 3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

### 4. 吸収合併存続会社に関する事項

#### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

豊和工業は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

#### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

#### (3) 最終事業年度の末日後に生じた財産状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

### 5. 吸収合併消滅会社に関する事項

該当事項はありません。

### 6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の豊和工業の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の豊和工業の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における豊和工業の債務について履行の見込みがあると判断しており

ます。

なお、当社は、現在、債務超過の状態にありますが、豊和工業から債権放棄を受けることにより、効力発生日までには債務超過が解消される予定であり、かかる債権放棄は豊和工業の債務の履行の見込みに影響を及ぼすものではありません。



## 吸収合併契約書

豊和工業株式会社（以下「甲」という）と株式会社セキュリコ（以下「乙」という）とは、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

### （合併の方法）

第1条 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という）し、甲は存続し、乙は解散する。

### （商号および住所）

第2条 甲および乙の商号および住所は、以下の通りである。

（1） 甲：吸収合併存続会社

商号：豊和工業株式会社

住所：愛知県清須市須ヶ口1900番地1

（2） 乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社セキュリコ

住所：埼玉県蓮田市大字閩戸4075番地2

### （効力発生日）

第3条 本合併の効力発生日は、2022年3月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

### （合併対価）

第4条 甲は、乙の発行済株式総数全部を保有しているため、本合併に際して、株式その他金銭等の合併対価の交付をしないものとする。

### （資本金等）

第5条 本合併により、甲の資本金および資本準備金の額は増加しないものとする。

### （会社財産の承継）

第6条 甲は、効力発生日において、乙の資産、負債および権利義務一切を承継する。

### （善管注意義務）

第7条 甲および乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者

の注意をもって業務の執行および財産の管理運営を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

(従業員)

第8条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、従業員に関する処遇については、甲乙協議のうえ決定する。

(合併承認)

第9条 甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の手続により、乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の手続により、本契約に関する株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

(変更および解除)

第10条 本契約締結後、効力発生日までの間において、天変地異その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重要な変動を生じたとき、または本合併の手続を阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(協議事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2021年12月16日

(甲) 愛知県清須市須ヶ口1900番地1  
豊和工業株式会社  
代表取締役 塚本 高広



(乙) 埼玉県蓮田市大字閨戸4075番地2  
株式会社セキユリコ  
代表取締役 川本 靖

